

借換え申請書及び確認書

※記載前に裏面の内容を確認すること。

私は、千葉県中小企業振興資金の以下の資金について、借換えをしたいので申請します。
 なお、下記の記載事項については内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

法人名

代表者氏名

印

※法人にあっては登記した代表取締役印を押印すること。

1. 借換えしたい資金

資金名 以下表の 番号を記入	融 資 期 間	残 高	当初融資した金融機関からの 借換え承諾 ※1 (取扱金融機関の長及び印)
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 印

※1 他の金融機関からの資金を借り換える場合は、上表右欄の「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に金融機関名及び印（代表者印又は支店長印）をもらうこと。

項目	資 金 名
平成18年度 までに融資 された資金	1 事業振興資金 2 小規模事業資金 3 開業・育成資金 4 中小企業活性化支援資金 5 経済変動対策資金 6 特別経営安定対策資金（一般、不況業種、原油高騰）※2 7 連鎖倒産防止資金 8 金融環境変化対策資金 9 災害対策緊急融資資金 10 企業再生支援資金 11 工場移転資金
平成19年度 以降に融資 された資金	12 事業資金 13 ホート短期資金 14 小規模事業資金 15 創業資金 16 挑戦資金 17 経営力強化資金 18 セーフティネット資金（市町村認定・激甚災害・危機関連・震災復興・一般）※2 19 新型コロナウイルス感染症対応特別資金（危機関連・4号・5号）※2 20 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金（危機関連・4号・5号）※2 21 再生資金 22 事業承継資金 23 観光施設資金 24 環境保全資金 25 障害者雇用推進資金 26 事業承継特別資金 27 事業継続強化資金 28 その他（千葉県信用保証協会付きの資金等）※3

※2 特別経営安定対策資金、セーフティネット資金、新型コロナウイルス感染症に係る資金については（）に○をすること。

※3 28 その他（千葉県信用保証協会付きの資金等）は、便宜的に平成19年度以降に融資された資金に分類したため、平成18年度以前に融資された千葉県信用保証協会付きの資金の場合も（）に○をすること。

2. 借換え先の資金

借換え先資金名	チェック欄	融 資 期 間	借 入 額
事業資金	<input type="checkbox"/>	年 月 日 ～ 年 月 日	千円
ホート短期資金※4	<input type="checkbox"/>		
小規模事業資金	<input type="checkbox"/>		
経営力強化資金	<input type="checkbox"/>		
セーフティネット資金	<input type="checkbox"/>		
再生資金	<input type="checkbox"/>		
事業承継資金	<input type="checkbox"/>		
障害者雇用推進資金	<input type="checkbox"/>		
事業承継特別資金	<input type="checkbox"/>		
新型コロナウイルス感染症対応特別資金	<input type="checkbox"/>		
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金	<input type="checkbox"/>		

※4 ホート短期資金については借換えに当たり制限が多いので、裏面を必ず確認すること。

※金融機関記入欄※

借換え後の将来の見通し（借換えの理由・妥当性及び将来の返済負担に対する状況等、具体的に記入すること）

上記のとおり確認しました。

年 月 日

取扱金融機関の長（支店長印も可）

印

【留意事項】

- (1) 以下のいずれかに該当する者は、借換えをすることが出来ない。
 - ① 更生、再生、破産、特別清算開始の申立てをしている者
 - ② 手形又は小切手の不渡りを出してから6箇月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた者
 - ③ 支払不能でんさいがあつてから6箇月以内に2回目の支払不能を起こし、でんさいの取引停止処分を受けたもの
 - ④ 手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6箇月を経過していない者
 - ⑤ 株式会社全銀電子債権ネットワークで第1回目の支払不能が発生してから、6箇月を経過していない者
 - ⑥ 申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が發送されている者
 - ⑦ 廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者
 - (2) 千葉県中小企業振興資金以外の資金を借換えることは出来ない。ただし、千葉県中小企業振興資金以外の千葉県信用保証協会の保証が付された資金から新型コロナウイルス感染症対応特別資金への借換えは、この限りではない。
 - (3) 千葉県中小企業振興資金からの借換えであっても、以下の場合には借換えをすることが出来ない。
 - ① 保証協会の80%保証付き資金から100%保証付き資金への借換え（ただし、借換保証制度要綱（平成15年1月31日付け平成15・01・30中庁第1号）の定めにかかわらず、次のア又はイの保証を責任共有制度の対象外（100%保証）となる新型コロナウイルス感染症対応特別資金（利子補給・保証料補助の対象資金のみ）で借換えることができるものとする。
 - ア 令和2年1月29日以降から本制度取扱い開始日前日までに貸付実行された責任共有制度の対象となる保証
 - イ 責任共有制度の対象となる新型コロナウイルス感染症対応特別資金
 - ② 保証協会の保証を付していない資金から保証付き資金への借換え（ただし、新型コロナウイルス感染症対応特別資金（融資実行前に千葉県信用保証協会との協議を要する。）及び事業承継特別資金はこの限りではない。）
 - ③ 融資期間の延長と同時に行う借換え
 - ④ 据置期間中の借換え（ただし、新型コロナウイルス感染症対応特別資金は、この限りではない。）
 - ⑤ ポート短期資金以外の資金からポート短期資金への借換え
 - ⑥ 他の金融機関扱いの新型コロナウイルス感染症対応特別資金（利子補給・保証料補助の対象部分）から同資金（利子補給・保証料補助の対象部分）への借換え（ただし、責任共有制度の対象となる新型コロナウイルス感染症対応特別資金を、責任共有制度の対象外（100%保証）となる同資金で借り換える場合、又は法人代表者の連帯保証が付された新型コロナウイルス感染症対応特別資金を、経営者保証免除対応を適用した同資金で借り換える場合を除く。）
 - (4) 借換えをするに当たり、以下の制限等があるので注意すること。
 - ① 借換え先の資金は事業資金、小規模事業資金、ポート短期資金、経営力強化資金、セーフティネット資金、新型コロナウイルス感染症対応特別資金、新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金、再生資金、事業承継資金、障害者雇用推進資金、事業承継特別資金のみとする。
 - ② 借換え時の融資残高に上乗せして借り入れることができる。
 - ③ 既に融資期間の延長を行っているものを借換える場合にあっては、取扱金融機関（保証協会保証付きの資金で借り換える場合にあっては取扱金融機関及び保証協会）が融資期間延長後の返済状況から今後も安定した事業の継続が可能であると認めた場合に借換えをすることができる。
 - ④ 保証協会の特例保証を付する資金に借換える場合は、借換えの申込み時点において当該保証の要件に該当していることを要する。
 - ⑤ 借換え先金融機関において、当該金融機関以外で融資を受けた資金を借り換える場合にあっては、事前に借換え前の資金の融資を受けた金融機関の承諾を要する。
（表面の「1. 借換えしたい資金」の表の右欄「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に金融機関名及び印（代表者印又は支店長印）をもらうこと。）
- ※保証協会保証付きの資金を借り換える場合は、借換え前の資金の返済と借換え後の資金の融資について、同日履行とすること。